

午前 9時57分 開 議

○委員長（高橋政実君） おはようございます。定刻前ではありますが、集まりましたので、これより予算審査特別委員会を再開いたします。

現在の出席委員は16名であり、定足数に達しているので、会議は成立いたしました。

直ちに議事に入ります。

本日は、議第10号から議第12号までの計3件の審査を行います。

なお、採決及び意見の聴取についても議案ごとに行います。

それでは、議第10号 平成29年度胎内市公共下水道事業会計予算について質疑を行います。

予算全般について質疑を行います。ご質疑お願いいたします。

榎本委員。

○委員（榎本文雄君） 9ページの報酬、下水道事業運営審議会委員報酬4万8,000円ばかり上がっています。それから、委託料、使用料賦課徴収業務委託料、水道と下水道の関係あると思うのだけれども、水道メーターを見て、下水道をつないでいて水道でない方も、乙地区だとどっこん水入れるから、そこから水道入っていないけれども、ああいうのはどうなっているのかと、それから今起債が一番この会計が多くて、年々起債が膨らんでいるわけですがけれども、ある程度改善されている点多々努力は見られます。7ページの農業集落排水事業汚泥処理料等1,080万円ばかり、委託するから、収入入っているわけですがけれども、今度はし尿処理も入ってくるわけですから、だんだんそれも緩和されるのかなというような感じ見受けられますが、今言った審議委員がどのような審議をなされているのか。また、つなぎ込みの提案というか、そういう指導はどのような方法でやっているのかと、つなぎ込みに対して築地地区とかいろいろあるわけです。今何%になっているか。そのつなぎ込みも築地地区が少ないとか、中条の駅、こっちのほうが少ないとか、区分けして、つなぎ込みの少ないところを集中的に指導に当たるとか、そういったお考えちょっとありましたらお聞かせください。

○委員長（高橋政実君） 本間上下水道課長。

○上下水道課長（本間陽一君） ただいまの質問についてお答えいたします。

下水道事業運営審議会委員報酬ということですがけれども、これ年に1回審議会を開催しまして、決算の状況とか、次年度の予定等をお話ししております。また、今委員さんからもお話ありましたように、審議委員さんのほうからは接続についていろいろご助言等いただいております。接続に関しましては、今年度先週ですか、接続率の低いところに800通ほどダイレクトメールを送りまして、接続のお願いというような形でお手紙を差し上げたところでございます。今後ご相談があれば伺ったりして接続につなげたいと考えております。

使用料の賦課徴収業務委託料ということにつきましては、これは水道会計のほうへ賦課徴収に係る経費を払うものということでございます。水道を使っていない家庭につきましては、

井戸等使う水のところにメーターをつけて、それをもって下水道の使用料の算定に使っております。農集排の汚泥処理料等の歳入につきましては、これは農排からの汚泥の処理に係る料金を農排のほうからもらっているというものでございまして、今度し尿の投入が始まれば、今度それに係る手数料を歳入として見るという形になります。接続率につきましては、公共下水道で件数ベースで1月末現在で74.5%という状況になっております。

以上です。

○委員長（高橋政実君） 榎本委員。

○委員（榎本文雄君） それでは、接続率今現在74.5%というようなことですが、去年度で何戸ぐらい接続したか。それと、あと新築した場合必ずつなぎ込みしているものか、また合併浄化槽、そういったもので対処している方々もおられるのか、その点伺います。

○委員長（高橋政実君） 本間上下水道課長。

○上下水道課長（本間陽一君） 公共下水道事業におきまして27年度の接続数としましては106件でございます。新築されたお宅につきましては、現在全て下水道に接続するという形になっております。

以上です。

○委員長（高橋政実君） 薄田委員。

○委員（薄田 智君） 多少榎本委員と同じような内容で関連するのですが、11ページの4項目ですか、受益者負担ということで1,000万円ちょっとの予算が計上されておりますが、この辺の内容、どんな内容で予算計上されたのかお聞かせいただけますでしょうか。

○委員長（高橋政実君） 本間上下水道課長。

○上下水道課長（本間陽一君） 受益者負担金につきましては、これは整備したときに受益者負担金を賦課しているものでございますけれども、その29年度の賦課分ということになります。

○委員長（高橋政実君） 薄田委員。

○委員（薄田 智君） たしか受益者負担というのは平方メートル当たり700円で、供用する人が支払いする金額ですよね。農集排であれば1ます25万円ですか、という形で公共下水道が700円、平方メートル当たりということで、これは何件分を計画しているのでしょうか。

○委員長（高橋政実君） 本間上下水道課長。

○上下水道課長（本間陽一君） 件数としましては、381件となっております。

○委員長（高橋政実君） 薄田委員。

○委員（薄田 智君） わかりました。それで、私ちょっと疑問に思ったのですが、わかれば教えていただきたいのですが、最近アパートの建設が非常に多いですね。一般家庭だと平方メートル当たり700円ということで、土地に対して受益者負担金額が算出されて支払

わなければいけないと思うのですが、アパートを建設してその公共ますをした場合は、どんな形で受益者負担というのは算出されて市に入るような形になるのでしょうか。

○委員長（高橋政実君） 本間上下水道課長。

○上下水道課長（本間陽一君） アパートの場合につきましても、土地の面積に応じて所有者に対して平方メートル700円という形での負担金となります。

以上です。

○委員長（高橋政実君） 薄田委員。

○委員（薄田 智君） それは、その土地だけの計算で、そのアパートに何件分のアパートが入るとか別で、土地の面積に対しての受益者負担額が決まるということで考えていいのですか。

○委員長（高橋政実君） 本間上下水道課長。

○上下水道課長（本間陽一君） 受益者負担金に関しましては、おっしゃるとおり面積に応じて平方メートル700円という計算になります。

以上です。

○委員長（高橋政実君） 小野委員。

○委員（小野徳重君） 8ページの委託料なのですが、この中で一番下段の下水道事業計画変更事業計画作成業務委託料ございますよね。これ一体どういう内容のものなのか。そしてまた、委託料に占める割合、ちょっと教えてください。

○委員長（高橋政実君） 本間上下水道課長。

○上下水道課長（本間陽一君） ただいまのご質問についてお答えします。

下水道事業の計画変更事業計画作成業務委託料につきましては、下水道法の改正がありまして、今まで下水道計画に整備面のほうが計画に載っておりましたけれども、今度維持管理につきましても、その計画に含めるというふうになりましたので、それを含めた形に変更するものであります。委託料の中に占める割合は、1億円のうちの4%ぐらいとなっております。

以上です。

○委員長（高橋政実君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高橋政実君） ご質疑ないので、以上で議第10号の質疑を打ち切ります。

お諮りします。議第10号 平成29年度胎内市公共下水道事業会計予算について、直ちに採決したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高橋政実君） 異議ないので、これより採決します。

議第10号は原案のとおり可決すべきと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高橋政実君） ご異議なしと認めます。

よって、議第10号は原案のとおり可決すべきと決定いたしました。

これより附帯決議として議第10号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高橋政実君） 意見がないので、以上で意見の聴取は終了いたします。

次に、議第11号 平成29年度胎内市水道事業会計予算について質疑を行います。

予算全般について質疑を行います。ご質疑お願いいたします。

榎本委員。

○委員（榎本丈雄君） 予算書と別なのですけれども、水道料金の徴収ですけれども、水道料金も改正されたわけですから、水道から今先ほども言われたとおり農集排のほうに、乙地区は農集排なわけですから、その徴収賦課というのはどういうふうな算定でやっているのですか。黒川地区だと簡易水道の何割増しと、こういうふうになっているのですけれども、その農集排の割合でやっているのか。また、水道会計の基本料金の農集排の分は黒川のパーセンテージでやっているのか、どういうふうな計算でやっておられますか。

○委員長（高橋政実君） 本間上下水道課長。

○上下水道課長（本間陽一君） 農集排の料金の算定方法ということで……

○委員（榎本丈雄君） 農集排はメーターついていないから、水道料金の何割増しになっているのか、黒川地区は。だから、これは簡易水道……

○委員長（高橋政実君） 榎本委員、もっと簡潔にわかりやすくお願いします。

○委員（榎本丈雄君） かみ砕いて言わなければわからないもの。だって今副市長、説明しているではないか。簡単になんかいかないのだよ。だから、俺も言葉まちがうと悪いから、かみ砕いて皆さんに説明しているのだから。これは面倒な問題だ。簡単でないのだ。だから、聞いているのだ。俺にばかりそんなこと指摘して、だから、答えられないのだ。

○委員長（高橋政実君） 私語を慎んでください。

○委員（榎本丈雄君） 公平に。わからないから、聞いているのだ。

〔「もう一回言ったほうがいい、わかりやすく」

と呼ぶ者あり〕

○委員長（高橋政実君） 質問の趣旨、もう一度。

○上下水道課長（本間陽一君） もう一度済みません、お願いいたします。

○委員長（高橋政実君） 榎本委員。

○委員（榎本丈雄君） 水道会計と簡易水道と料金違うでしょう、値段が。黒川は、今農集の

ほうでないけれども、水道だからお聞きするのですけれども、簡易水道の下水道料金と一緒に農集排と一緒にないのだ、メーター。だから、何割増しになっている、ちょっと上増しになって、水道料金と下水道料金は違うの。徴収しているだろう、違うように。だから、これも乙地区は農集排だから、これでやっているのかと、この料金値上げした部分でやっているのか、黒川の算定方式で農集排だけはそういう徴収やっているのかと聞いている。だから、これでやると公平でないもの。だって資金が農林省から落ちてきた農集排で工事したのだから、乙地区は。だから、どういうふうにやっているのと私は聞いているの。わかったかね。

○委員長（高橋政実君） 本間上下水道課長。

○上下水道課長（本間陽一君） 水道料金につきましては、水道料金表に基づいてメーターの使用量で算定しておりますし、簡水は簡水の料金でメーターの使用量で計算しております。それに基づいてそれぞれ農排の地区は農排の使用料を計算していますし、公共の地区は公共下水道の料金を計算しています。

○委員長（高橋政実君） 榎本委員。

○委員（榎本丈雄君） そうすると、簡易水道の料金安いのに黒川地区の農集排の基本で乙地区もやらないと、水道のあれでやると誤差が出てくるだろう。自分のところは安いだろう、黒川地区。だから、どうやってやっている。それでいいならそれでいいですよ。間違っていないと、それでやっていると、そういう答えだったらそれでようございます。

○委員長（高橋政実君） 本間上下水道課長。

○上下水道課長（本間陽一君） 簡易水道のほうはおっしゃるとおり安い料金になっておりますので、その安い料金に使用した量を掛けて料金をいただいております。農集排は農集排で、農集排の料金で……

○委員長（高橋政実君） 本間上下水道課長、料金ではなくて量で算出しているのでしょうか。

○上下水道課長（本間陽一君） はい、そうです。使ったかさで。

○委員長（高橋政実君） それで整合性はとれているということでしょうか。

○上下水道課長（本間陽一君） 使ったかさ、立方にそれぞれの料金を掛けて料金を出しています。

以上です。

○委員長（高橋政実君） 薄田委員。

○委員（薄田 智君） 済みません、ちょっと内容を変えましてお聞きしたいのですが、胎内市のホームページで水道料金についてという部分が掲載されていまして、当然ながら水道基本料金、あと今榎本委員が言われた簡易水道料金ということで胎内市2つあるわけですが、

将来的にはこの2つずっと継続するという形で考えておられるのか、それとも市内一本化するというふうに考えておられるのか、その辺の将来の構想をお聞かせいただけますでしょうか。

○委員長（高橋政実君） 本間上下水道課長。

○上下水道課長（本間陽一君） 上水道と簡易水道、料金は格差ありますけれども、これはそれぞれ事業として別にやっておりますので、別の料金としてやっております。将来的なところになりますと、今のところは統合というのはメリットがちょっと見られませんので、今の状態のままいくというような形で考えております。もっと先いきましてまた統合だという話になってくれば、その時点で料金を一本化していくという方向になりますけれども、当面のところは今それぞれの料金でそれぞれの事業として行っていくという形で考えております。

○委員長（高橋政実君） 薄田委員。

○委員（薄田 智君） 将来の部分で、それは将来ですから、わからないわけなのでしょうけれども、やはり同一市内同一料金というのが基本になろうかと思っておりますので、その辺も踏まえてきちっとした構想とか、考え方を持つべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（高橋政実君） 本間上下水道課長。

○上下水道課長（本間陽一君） ただいまのご指摘というか、ご提案ということで参考にさせていただきたいと思っておりますし、国のほうでも今簡易水道と上水道の統合に力を入れているところでもありますので、その辺の国の補助制度とかも活用できるのがあれば、またそのタイミングを図って統合というのも考えていきたいと思っております。

○委員長（高橋政実君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高橋政実君） 質疑がないので、以上で議第11号の質疑を打ち切ります。

お諮りします。議第11号 平成29年度胎内市水道事業会計予算について、直ちに採決したいと思うが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高橋政実君） 異議ないので、これより採決します。

議第11号は原案のとおり可決すべきと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高橋政実君） 異議なしと認めます。

よって、議第11号は原案のとおり可決すべきと決定しました。

これより附帯決議として議第11号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高橋政実君） 意見がないので、以上で意見の聴取は終了いたします。

次に、議第12号 平成29年度胎内市工業用水道事業会計予算について質疑を行います。  
予算全般について質疑を行います。ご質疑をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高橋政実君） 質疑がないので、以上で議第12号の質疑を打ち切ります。

お諮りします。議第12号 平成29年度胎内市工業用水道事業会計予算について、直ちに採決したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高橋政実君） 異議ないので、これより採決します。

議第12号は原案のとおり可決すべきと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高橋政実君） ご異議なしと認めます。

よって、議第12号は原案のとおり可決すべきと決定いたしました。

これより附帯決議として議第12号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高橋政実君） ご意見がないので、以上で意見の聴取は終了いたします。

以上で本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。この結果を最終日に報告いたします。

これをもちまして予算審査特別委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午前10時24分 閉会